

売りつけられる日本!

米原子力法一二三条と

日米原子力協定

森川澄夫

一 世界の原子力情勢とアメリカの意図

「アイク提案」

濃縮ウランニウムの受入れに関する日米原子力協定は去る六月二十一日付でワシントンにおいて仮調印され、七月十日に同協定の全文と交換公文とが発表された。ところがその邦文仮訳に重大な誤訳のあることが指摘されるにおよんで幾多の波紋をまきおこした。つまり問題はなる誤訳ということではなく、はからずも日本の原子力問題の本質を明確に浮かび上らせるものとなったのである。

日米原子力協定については既に本誌八月一日号に、入江啓四郎氏により明快な解説がなされている。同氏の解説は非常に完璧なものであって今さら付け加えることは何もないのであるが、この協定はかなり科学的な内容を含んでいるから、科学的な見地から取りあげてみることにする。(向協定の原文および仮訳は本誌八月一日号を参照されたい。)

この日米原子力協定が世界の原子力情勢の中でどういう地位をしめているかというところを把握するためには、いわゆる「アイク提案」にさかのぼらねばならぬ。すなわち一九五三年十二月八日第八回国連総会においてアイゼンハワー大統領は演説を行い国際原子力機関の設立を提案した。これがアイク提案と呼ばれるものである。

このアイク提案を契機として当時の原子力先進国たるアメリカ、ソ連の間で、国際原子力機関の設立について秘密交渉が開始された。しかしこの交渉は原子兵器禁止の問題をめぐって両国の意見が真向うから対立し、約九カ月を経過しても

調整ができて遂に物別れとなり、翌一九五四年九月二十三日にはその交渉経過を公表して一応この交渉は打ち切りとなったのである。

一方アメリカにおいてもアイク提案を契機として原子力法改正の機運が高まってきた。旧原子力法(マクマホン法)は一九四六年という、原子力をアメリカで独占していた時代に制定されたものであり制定後年月を経過している間に独占が破れ、国外との協力の道を一切閉鎖していることは世界の原子力情勢と全く一致しないものとなっていた。つまり原子力が工業としての性格を明らかにしてくるにおよんで、このままでは海外の原子力市場を他国に獲得されてしまうおそれがあり、原子力政策を大きく転換する必要にせまられてきたのである。

「米原子力法の改正」

そこで一九五四年二月十七日大統領は議会に特別教書を送附し、原子力法の改正を要請した。ところが何故か審議は一向に進展する様子を見せなかつたのである。しかるに六月三十日ソ連は五千キロワットの世界最初の商業的原子力発電所の操業開始を発表して世界をびくりさせた。アメリカも自国の先進性が否定されたこの発表には大いに驚き、上下両院合同原子力委員会は同日夜直ちに秘密会を開催して新原子力法審議の促進を決定した。改正法案は七月十二日正式に提

出され、烈しい論争が行われた。その焦点は国際協力に関する条項と、民間の参加に関する条項とであったが、幾多の迂余曲折を経て八月三十日に成立の運びとなったのである。そしてその改正の要点は、国際協力の道を切り開いたことと、民間企業の参加を認めたこととであった。

国際協力については、まず第一二三条により相手国と「協力のための協定(agreement for cooperation)」を結ぶべきことを規定している。ただしこの協力協定は直接のアメリカ議会の承認は必要としない。最近までにアメリカが各国と締結したいわゆる原子力協定とは、この一九五四年原子力法第一二三条にもとづく「協力のための協定」に該当するものであって、正式には「協力のための協定」あるいは「協力協定」と呼ぶものであるが、その協定の性質上「双務協定(bilateral agreement)」と呼ぶこともある。また第一二四条は国際原子力プールの取扱いを規定したもので、プール全体を一國と同等にみなして、プールに対して一ヶの協力協定を結ぶべきことになっている。これらの協力協定の内容は第一四四条に述べられており、外国に通報できる機密資料の範囲が規定されている。

「国際原子力プール」

これらの三ヶ条が国際協力の基本となつていのであるが、原子力国際プール

の役割に理解しにくい点がある。日本でもこの点についていろいろな解釈が行われていた。ところが今年になってアメリカの原子力専門誌「ニュークレオニック」の一月号から四月号にわたって、新原子力法を審議した当時の上下両院合同原子力委員会の委員長であったスターリング・コール(W. Sterling Cole)下院議員(共和党)の新原子力法を解説した論説が連載され、それにより原子力の国際プールに対するアメリカの意図がはっきりと解釈できるようになった。つまり第一二四条がいまいなのは当然であって、これは「原子力プール全体を一國の様に見なして協力協定を結ぼう」という考え方で、「原子力プールには不明瞭な点が多いから議会の承認権は残しておこう」という考え方を組合せたものであったからである。つまり国際原子力プールは議会の承認を必要とする「国際取極め(International arrangement)」によってスタートされるが、一度でき上ってしまえばその後は直接の議会の承認を必要としない「協力協定」によって運用されることとなる。このような背景を持つ世界原子力政策をひきまげて、アメリカは世界の政治舞台にのり出して行ったのであった。

「アメリカの原子力政策」

先の米ソ交渉打ち切りの直後、一九五四年九月二十三日にはダレス國務長官が第

九回国連総会で演説を行い、「アメリカは国際原子力機関についてもはやソ連を相手とせず、イギリス、フランス、カナダ、オーストラリア、ベルギー、南阿連邦、ポルトガルと交渉中」であることを明らかにし、更に国際原子力機関の設立、国連主催の原子力科学会議の開催、米国内に原子力学校の設立等の提案を行ったこのダレス長官の構想では、国際原子力機関はユネスコや世界保健機構(WHO)等と同様に独立な国連の外郭機関とするものであり、ソ連の参加による妨害を防止しようとする意図のものであった。つまり新原子力法制定によって象徴されるアメリカの世界原子力政策の一端を明瞭に示すものであり、注意すべきことは、米ソ交渉の物別れの原因となった原子兵器禁止の問題については何ら触れていないことである。すなわち、平和利用という名目で海外市場を確保した状態の上に立つ原子力工業というものは、潜在的な原子兵器の生産能力の増大を意味するものであった。

以後、上記の各国でこの提案が審議されて意見の一致を見た後、正式に提出されたのであるが、提出に際してはアメリカは一時この案を撤回して、中共が国連外郭機関一切のメンバーでないことを確認するという慎重な配慮がなされていた。

かくしてこのダレス構想は、十一月八

日には政治委員会に対してポルトガルを除いた上記七カ国の共同決議案として提出され、その内容は一九五五年八月に国連原子力科学会議の開催と、国際原子力機関の設立とであった。(この提案が実現を結んだものが先般ジュネーブで行われた原子力会議であり、前に述べたように中共は国連外郭機関のメンバーでないという理由で出席が認められなかったのである。)

つづいて十一月十五日にはロッチ米代表が政治委員会で演説を行い、「アメリカはア計画に基づく実験用原子炉の燃料として、一〇キログラムの分裂性物質を割当て(allocate)ている」と発表し、世界の注目をあびるに至った。

【註、分裂性物質(Fissionable material)という語は、はっきりとした学術用語ではなく、核分裂を起すことのできる物質という程度の意味である。ここでは濃縮ウランニウムを意味しており、一〇キログラムという量は同位元素ウラン二三五のみで計算したものである。】

しかしこの提案は決して無条件で国際原子力機関に対して分裂性物質を提供することを意味しているのではなかった。つまり、分裂性物質は国際原子力機関に対して提供されるのではなく、分裂性物質の受入れを希望する国はアメリカとの間に新原子力法第一二三条に基づく厳しい協力協定を結ばねばならなかったものであり、各国を対象としたものであった。

「国際原子力機関が出来上って先進国がそれに対して分裂性物質を提供し、分裂性物質受入れを希望する国は国際原子力機関との間に緩やかな協定を結べばよい」という後進国の希望は全く無視されたものであった。アメリカの提案は外見は国際原子力機関を推進するように見えるが、内容はそれを否定する方向に向っていたのである。

先の七カ国共同決議案に対してはソ連より参加国の範囲を拡げる修正案が提出されたがこれは否決され、十一月二十三日には国連政治委員会で七カ国共同決議案が満場一致で可決された。つまり、国際原子力機関の設立への努力と一九五五年八月までに原子力科学会議を開催することが正式に決定されたのであり、ソ連も不満ながら賛成投票を行ったのである。つづいて国連総会も十二月四日七カ国共同決議案を満場一致で可決するに至った。

「市場獲得への努力」

かくして世界の原子力情勢は曲りなりにも国連を通じて明るい面が開けてゆく可能性を与えることとなった。しかるにアメリカはこの傾向に逆向するかの如き対外原子力政策を続行し、拡張して行ったのである。つまり、来るべきジュネーブ会議に備えてアメリカの地位を有利なものとし、海外の原子力市場をイギリスやソ連に荒されない中に確保してしまおう

とした。その努力の表われが原子力協定であった。アメリカの国連総会の決定が行われるや否や、直ちに各国と原子力法第一二三条にもとづく協力協定、つまり原子力協定の締結の交渉を開始したのである。細目協定等はすべてジュネーブ会議の様子を見てからにして、とに角本協定だけなるべく多くの国と締結するべく努力し、ジュネーブ会議迄には何と二十八カ国と調印乃至仮調印するところに漕ぎつけたのである。協定の締結に積極的だったのは、相手国よりはむしろアメリカ自身であった。

このようなアメリカの動きを裏付けるものの一は、国際原子力機関に対するアメリカ代表モアーヘッド・パターソン(Morhead Paterson)氏が今年の四月四日、サンフランシスコで開かれた原子力工業会議所(Acemic Industrial Forum)の会議で行った演説である。原子力工業会議所はアメリカ最大の民間原子力団体であり、原子力工業関係の会社をすべて網羅しているものである。その演説の中では、アメリカ政府は民間会社が海外の原子力市場に進出することを積極的に支持することを明らかにしており、協力協定を結ぶ最大の目的の一つは他国の民間産業と直接取引ができるようにすることである旨述べている。そして原子力発電が決して万能でないことを国内に向って指摘しながらも、「原子力発電を万能

薬の如く考えている後進国の誤った希望を抑えたくはない。」と述べており、アメリカが各国に提供する研究用原子炉の技術援助の目的は各国の原子力研究を援助することではなく、将来各国に据付けられる原子力発電炉の運転法を教えることである旨を明らかにしている。更に国際原子力機関については、アメリカの勢力範囲だけで国連と関係なく結成するつもりであることを述べているのである。演説者、対象、時期、内容等すべてアメリカの原子力政策の本質を知るのに充分なものであろう。日米原子力協定もこの様な基盤の上に成立したものである。

二 日米協定締結経過

〔米の口上書と日本の反応〕

原子力協定がこのような背景から生れてきたものである以上、日本に対しても幾多の問題を投げかけることになったのは当然である。交渉開始以来現在に至るまでの経過をふりかえってみると、日本の原子力問題の本質をこれ程明らかにしてくれたのは他に例がない程である。

日本とアメリカとの間の原子力協定の交渉の発端となったものは、今年一月十一日付で東京のアメリカ大使館より外務省に行われた口上書による通告である。その内容は各種のアメリカにおける原子力学校計画と共に濃縮核物質の配分

を含む研究用原子炉建設の技術援助等の申入れであり、本口上書に対する日本政府当局の答を求めていた。つづいて一月二十五日付で在米の井口大使より外務省に公式報告があり、濃縮ウラニウムの提供に關してアメリカ政府当局より非公式に連絡があった旨を伝えてきたが、その際アメリカ原子力法第一二三条に基づく協力協定を締結する必要があることも述べてあり、アメリカ側より寄せられた概要書(濃縮ウラニウムを使用した原子炉の効能書)を添えてきた。

ところが驚いたことには、外務省はこれらの重要な事柄を握りつぶしたまま何処にも連絡しなかった。当時は丁度原子力海外調査団が発出したばかりであったので、それを理由としたのかも知れないけれども、全く不可解な話である。そして海外調査団が帰国した頃になって、やっと三月十一日付で経済審議庁、工業技術院、スタックおよび学術会議に通報されたのであり、一般に伝えられたのは四月十四日付の某新聞のスクープによるという始末であった。

すると四月十八日には東京のアメリカ大使館より「特殊核物質(つまり濃縮ウラニウム)の配分については一月十一日付の口上書が正式申入れであり、改めて通告はせぬが日本が本年度中に欲しいならば六月一日迄にこの旨回答されたまことを通告してきた。

折から東京では学術会議総会(四月二十六日―二十八日)が開かれており、この濃縮ウラニウム受入れに關して激しい討論が行われた。すなわちこの原子力協定はアメリカ原子力法によって規定されたものであり、米原子力法の条項から察すると秘密保護等の面で学術会議の三原則(公開、自主、民主)にふれる恐れが十分にあったのである。そして総会としては改めて決議をするには至らなかつたのであるが、濃縮ウラニウム受入れについては慎重であるべき旨の趣旨は誰しも異議を申し立てる者がなかつた。

アメリカ政府当局はこの学術会議の慎重な態度に驚き、国務省を通じて原子力協定には全く秘密がないことを強調すること再三、再四であり、そのことが学術会議総会記事と並んで新聞紙上に発表されていたことは、全くタイムリーな授護射撃として吾人の記憶にまざまざと残っていることである。

一方、既に帰朝していた原子力海外調査団は五月六日付で報告書を提出した。その要旨は「わが国では天然ウラニウム使用の多目的原子炉の建設を第一主要目標とし、その補助として濃縮ウラニウムの提供をうけて研究用原子炉を建設するのが望ましく、したがって濃縮ウラニウムは適当な条件下で受け入れるよう希望する。」となっていた。

〔米の眞の商業的意図〕

ここで一言付け加えたいことは、原子炉の燃料の輸出に対するアメリカ原子力法の規定である。濃縮ウランニウムは同法第一一条七項に定義された特殊核物質 (Special nuclear material) に該当し、したがってその海外への輸出は、同法第五四条、五七条により、同法第一二三条に規定された協力協定によらねばならぬことに規定されている。ところが天然ウランニウムは同法第一一条S項に規定された原料物質 (Source material) に該当し、したがってその海外への輸出は同法第六四、六九条に規定されているように、必ずしも協力協定は必要でなく、アメリカ原子力委員会 (AEC) が「アメリカ合衆国の利益を害しないと決定した場合」には輸出ができることになっている。日本の場合には天然ウランニウム原子炉の建設が目標とされている、したがってアメリカが真に日本の原子力研究を援助してくれるのなら、日本に対して協力協定によらずに天然ウランニウム提供を申し立ててもよい筈である。そして天然ウランニウムが数年以内にはフリーマーケットで入手可能と予想されている今日、原子力研究のスタートを天然ウランニウム原子炉で行うのは当然のことである。しかし濃縮ウランニウムは当分の間フリーマーケットで入手する見込みはない。したがって原子力研究を濃縮ウランニウムでスタートすれば、当然アメリカに

長期間依存せねばならぬことになる。しかも、天然ウランニウム原子炉を濃縮ウランニウム原子炉に改造することはそれ程困難なことではないが、その逆の濃縮ウランニウム原子炉を天然ウランニウム原子炉に改造することは殆んど不可能に近いことなのである。

このような点から、前に述べたパターソン氏の演説にもあったように、アメリカの意図する所は日本を原子力市場の一つにすることであって、決して日本の原子力研究を正しく成長させることにあるのではないという感じがしてくるのである。ここにも原子力協定の問題点の一つがあるわけなのである。

〔外務省の秘密主義〕

一方、政府当局の動きもようやく活潑なものになってきた。政府の諮問機関である「原子力利用準備調査会」(会長・重光外相、委員・高崎経企長官、石橋通産相、松村文相、一万田蔵相、茅教授、藤岡教授、石川経団連会長)の綜合部会は四月二十一日、三十日および五月十六日と三度会合を開いて濃縮ウランニウム受入れについて討議した結果、その受入れの交渉を直ちに始めるようにということが多数意見であった。それにもつき原子力利用準備調査会は五月十九日に会議を開き、次のような結論を出した。「つぎの方針のもとにアメリカ政府と交渉を速かに開始することを妥当と考え

る。

(1) わが国における今後の原子力開発の一環として適当な条件の下に濃縮ウランニウムならびにこれに伴う所要の技術などの援助の提供を受けるものとする。

(2) 本件受け入れと並行してわが国の原子力開発に必要な体制を速かに整備するものとする。」

つづいて翌二十日の閣議で原子力協力協定交渉開始が決定され、六月二日よりワシントンで正式に交渉が開始される運びとなったのである。

この間、五月二十八日に開かれた原子力利用準備調査会綜合部会の席上、外務省関係者は「日米原子力協定は六月十五日頃妥結する見通しであり、この協定の交渉は外交上の問題であるから本調査会にもはからない」ことを明らかにした。藤岡教授はこれには非常に驚き、三十日には外務省に国際協力局長をたずね、「交渉の大綱についてはわが国の原子力最高諮問機関である調査会にはかかるべきことまた伝えられる米トルコ協定の第九条のごときは含めるべきでない」旨の抗議を強硬に申入れた。今迄学界における楽観論の代表の如く思われていた同教授がかくの如く強硬な態度を見せたことは世間の注目するところとなったが、外務省の秘密主義、官僚主義が温厚な藤岡教授までも硬化させてしまったのである。そして六月四日には学術会議原子力問題委員

会も「交渉の妥結を急ぐことなく、八月のジュネーブ会議まで世界情勢の推移を見ること、および協定の内容は濃縮ウランニウムの受入れに直接関係する事項にとどめて将来にわたる拘束を受けぬようにすること」を要旨とした要望書を決議し、六月六日外務省に手交した。このような学界関係者、すなわち原子力協定のもたらす結果に直接関係をもつ学者達の強い要望にも拘わらず、外務省は全く独善的に交渉を進め、遂に六月二十一日付で仮調印してしまつた。そしてその仮訳が発表されるや、直ちに幾多の欠陥を暴露する始末となつたのである。

また民間団体の動きも次第に活潑なものとなつてきた。昨年末には電力中央研究所を中心として「原子力発電資料調査会」が結成され、政府や学界の動きに対応して五月には経団連を中心として「原子力打合せ会」が結成され、あるいはホプキンス氏の来朝を機会にして読売新聞により「原子力平和利用懇談会」が結成された。これら民間団体の動きの中で注目すべきことは、電力経済研究所が六月十日に「現下わが国の原子力開発問題に対する見解」を発表したことである。その要旨は濃縮ウランニウムの受入れを無批判に急ぐとする風潮に警告を發した慎重論であつた。そして六月十八日は同研究所を中心として「原子力平和利用調査

会」が結成されたのである。

〔外務省の無知〕

さてこのような情勢の中に、日米原子力協定は六月二十一日付でワシントンで仮調印され、七月十日には同協定の全文と交換公文が発表された。そして協定の本文中では日米両文を正文とすると規定されていたのであるが、仮調印は英文のみで行われ、当局が発表したのは外務省の仮訳ということであった。

ところがこの協定の仮訳の中には重大な誤訳のあることが指摘され、幾多の波紋をまき起したのである。その誤訳の中四ヶ所は極端なものであって協定の性質を全く変更してしまう程度のものであり原子力に関係ある学者が一致して認めたことであった。つまり学説等による解釈の相違等というようなことは全くなかった明らかなまちがいののであった。そしてこの誤訳問題は単に外務省の単なるミスの意味するだけではなく、このことにより外務省がこの協定の交渉に当たってはその内容についての十分な理解に欠けていたこと、原子力の専門ならずとも一般の物理学者にとつては常識程度の知識すらなく協定の交渉を行ったこと、極端に云えば何のことやら分らずに仮調印したのではないかの感なしとしないこと等が暴露されるという重大な問題となつたのである。

この仮訳に対しては、学術会議は慎重

な検討を加え、実に十八ヶ所の疑問点や問題点を見出したと伝えられている。また民間団体としては原子力平和利用調査会がこの仮訳を検討し、その見解を発表していることを付け加えておきたい。

大分長い前置きになって恐縮であるが以上の背景を考慮に入れて、協定および交換公文を分析して見よう。

三 協定の逐条内容分析

発表された仮訳を見てまず感ずることは、この交渉に当って外務省当局の努力が不幸にして実を結ばず、獲得したものは形式的面子というものに過ぎない感なきにしもあらずということである。これは各国の原子力協定のヒナ型と思われる米トルコ協定と比較して見るとよく分る。例えば、トルコ協定の場合に「合衆国原子力委員会」とあつた所を、日本の場合には全部「合衆国原子力委員会」によつて代表されたアメリカ合衆国政府」と改め、日本国政府はアメリカ政府の一機関である原子力委員会と取引するのではなく、アメリカ政府と取引するという具合に形式的な体面を整えている。そして藤岡教授すら心配させたいいわゆる第九条問題の将来の原子力発電についての約束は、少し非公式な交換公文にまわされたのであり、その実質的な効力は殆んどかわらないと思われるのである。また、この協定の期間は各国との協定の中で日本

だけが五年であるかの如く伝えられているが、実際は米トルコ協定をヒナ型とした協定国の中で十年の期間となっているのはトルコだけであり、他は全部五年である。(イギリス、カナダ、ベルギーとの協定は十年であるが、この三国に対する協定はトルコ協定等と全く性質を異にしている。)

はじめに述べたように、全般的な分析は既に入江氏によって見事になされているのであるから、トルコ協定と比較しながら各条文毎に技術的な問題点のみを取りあげてみる。

〔逐条分析〕

(1) 標題および前文

前にのべたようにこの協定は *agreement for cooperation* に該当するのであるから、当局訳のように「協力のための」と「協定」とを切りはなすのはよくない。

まず訳語については、*development* は「応用」と訳すよりは「開発」と訳した方が適切であるし、「核科学及び技術」も「核科学及び核工学」の方が適切であろう。

トルコ協定の場合には「……アメリカ合衆国政府及び同国の産業から援助を受ける……」となっていたが、日本の場合は「同国の産業」が削除されている。このことが政府対政府という一元的なもの以外の途をとさしていることを意味する

ならば非常に幸いなことである。

(2) 第一条

用語の定義を行ったものである。

仮訳では *radiation* を「放射性物質」と訳しているが、これは明らかにまちがいで「放射線」とすべきである。「特殊核分裂性物質」は米原子力法第一条七項によつて定義された用語であるが、将来三重水素等の分裂性でない物質が含まれる可能性があるから「分裂性」を抜いた方が正確であろう。また *research reactor* は「研究用原子炉」と訳した方がよく、「実験用原子炉」は *experimental reactor* の訳語として区別しておいた方がよいと思われる。

この第一条に關して疑問になる点は、この協定にもとづいて建設される研究用原子炉は、どの程度に放射性同位元素を生産し得るかという点である。前文では「研究に必要な量」と規定しているが、これが産業や医学等に利用できるだけの分量を意味していれば幸いである。というのは、放射性同位元素の生産能力は原子炉に投入する燃料の量にも関係してくるからであり、生産能力をあげるためにはそれだけ余計に燃料が必要になるからである。

(3) 第二条

情報交換の範囲を規定している。第六

条の制限というのは機密資料を直接に通報しないということであり、したがってこの条項にもついで交換されるものは非機密の情報である。

この条項のB項は研究用原子炉の操作及び使用に関する健康上及び安全上の問題についての情報交換を規定しているがこのような情報にも機密資料があるとすれば、公開するのが人道上当然との感なしとしない。

なお、この条文の対象である研究用原子炉は、この協定にたがって建設される研究用原子炉のみならず、わが国がこの協定によらないで建設あるいは所有する研究用原子炉も含まれることは注意を要する。

またC項には例えば化学的研究が見当らないのどのような理由であろうか。

(4) 第三条A項

ここで述べられていることは、濃縮ウラニウムの質貨が一回限りでなく、取替も行われることを意味している。しかしその質貨は常に日本国政府に対して行われることである。ただその使用は政府のみならず、授権されたものでも許されるが、その授権はアメリカ側と協議せねばならない点は注意すべきことである。

また、政府自ら原子炉を操作する場合には「かつ原子力の平和の利用に関連する実験のため必要な」濃縮ウランが質貨

されると規定されているが、授権された民間が操作する場合にはその規定がない。もしこれが政府と民間とを区別していることを意味するのであれば、民間は原子炉の操作の練習しかできないことになる。

また、トルコの場合には前述の「平和の利用に関連する実験」に対して「合意された」という制約がつけられていた。

(5) 第三条B項

これは質貨される濃縮ウラニウムの性質と量を規定している。

最大二〇％という濃縮度は、二〇％以上の濃縮ウラニウムは高速中性子炉の研究に関連するためと思われるが、明らかではない。もしそうだとすればやはり第六条に関連したものととなる。

また質貨される濃縮ウラニウムの量は取換えの際を例外として六キログラム以下であることを規定している。しかし、トルコの場合には取換えの際を例外とすることが明記されていないけれども、原子力委員会が認めれば、六キログラムを超えてもよいことになっていた。これは交換公文の解釈にひびいてくる重要な問題である。

(6) 第三条C項

当局仮訳の「放射能を失った燃料要素」という語は明らかな誤訳であり、「照

射された燃料要素」とすべきである。原子炉中で燃料として使用した燃料要素は、中性子の照射をあびて燃焼した（つまり核分裂を起した）ことを意味しており、核分裂生成物ができるために却って放射能は強くなるのである。

この条項により、日本は合意されない限り使用済みの燃料要素に手を加えたり化学処理をほどこすことができない。つまり、原子力研究にとって基本的な技術である使用後の燃料の処理法や灰の処理法に関する研究を制限されたことにならぬ。これは極めて遺憾なことである。

なほ、この制限は第六条の機密保持に関連するものと思われる。

(7) 第三条D項

「Charge」に対しては「費用」よりも「料金」の方が適切であり、shipmanは「船積」に限らず「輸送」という程度の意味であろう。

(8) 第四条

この条項は濃縮ウラニウム以外のものに必要な資材の質貨乃至売却を規定している。恐らく天然ウラニウムや重水等も含むことになる。しかし、研究用原子炉に必要な資材に限られている。これらは元来、米原子力法によれば必ずしも協力協定による必要のない物質なのであ

(9) 第五条

この条項は米国の民間機関が研究用原子炉と放射性同位元素の利用とに関連したものに限って、日本国政府または授権されたものとの間の商取引を行うことができるように規定したものである。

トルコ協定の場合にはこの条項に先だって、「合衆国またはトルコのいづれか一方にある個人及び民間機関が他方の国にある個人または民間機関との条の規定に従って直接取引することができるよう企画される。したがって」となっていた。しかし本文の内容は同一であるからこの条は民間の直接取引を企図したものと考えてよいであろう。ただ日本ではこの民間の直接取引の資格を与えるための授権の基準は確立されていないので、その授権の基準をはやく確立する必要がある。そしてこの授権については、日本の自主性にいくらか問題があることは前に述べた通りである。

(10) 第六条

これは最も心配された機密保護に関連したことである。この条では、まず「機密資料は、この協定に基いて通報されないものとし」とある。したがって、一寸考えたところではこの協力協定に関して機密は何等心配がないように思われる。しかしこの第六条で規定していることは「機密資料の通

報を involve する場合には資材や役務等の供与を行わない」ということである。つまり、禁止されているものは機密資料の通報であつて、機密資料を内蔵した資材等の供与ではないのである。機密資料の通報を involve するというと、この involve を含むと訳した場合には、例えば通達される資材等の使用方法の中に機密資料が含まれているかの如き場合を表わすかの感がある。しかしこれは involve の解釈がよくないのであつて、決してそのような意味ではない。この involve の意味は「結果として機密資料をもらす」と解釈すべきである。だから「結果として機密資料がもれない」ならば、機密資料を内蔵した物質を供与することが可能になる。例えば原子炉の燃料である濃縮ウラニウムについて考えて見ると、濃縮ウラニウム燃料要素の成分等には機密となつてゐるものが多い。ところが、この濃縮ウラニウム燃料要素の分析を許すならば、その結果として機密資料がもれる恐れがある。つまり、濃縮ウラニウム燃料要素の分析を許すことが、機密資料の通報を involve することになる場合がある。しかし濃縮ウラニウム燃料要素の分析その他を禁止して単に燃料としてしか使用できないようにしておけば、内蔵している機密資料が結果としてもれることはない。つまりこの場合燃料としてだけ使用する条件で貸せば、機密資料の通

報を involve することにはならなくなる。このようにすれば、機密資料を内蔵する物質を貸すことが可能になる。したがつて決して機密資料が含まれていないとは安心できない。機密資料は当然含まれている。そして、その保護の方法としては何が機密であるかを相手国に教えることなく、その使用方法にいろいろ制限を課するというまわりくどい方法をとつたのである。だから逆に云えば、機密資料のもれる恐れのない部分についても、機密保持と同じ程度の制限が課せられる場合も有ることにならう。したがつて却つてきびしい機密保持が要求される結果になるのであり、このような間接的な機密保持の方法を決してゆるやかな要求であると考えてはならないのである。そして注意すべきことには、機密資料と云つても純粋な学問的データにすぎない場合があることである。この点について、今回のジュネーブ会議で一部分が機密解除になつたことは喜ばしい限りである。前に述べた第三条C項の制限もこのような意味を持つてゐると思われ。

(三) 第七条

当局的仮訳ではC項において「随時」という語のかかつてゐる範囲が正確ではない。

この条項は次の第八条と共に、わが国に要求される保証措置や義務、またアメ

リカ側の権限を規定している。

まず、A項により貸借されたウラニウムの制限された使途と保全が要求されるのみならず、B項によつてわかるように第四条によつて貸借または購入した物質を、一般に研究用原子炉に關係したことに以外に使用できない。つまり、発電用原子炉に關係したことは無論のこと、逆にずっと基礎的な研究に使用することも禁止されているのである。

その上C項によれば、貸借した濃縮ウラニウムを使用した原子炉は無論のこと第四条や第五条によつて濃縮ウラニウム以外の資材を貸借または購入して建設した原子炉についてもアメリカ側の觀察を許さねばならないのである。そして、「運転状態」は Performance の訳語であるが、普通の意味の運転状態よりは、ずっと広い意味を持つてゐることは注意を要することである。

(四) 第八条

トルコ協定の場合には第七条にこれと全く同一の条項がある。ところがその条項に限つてとくにサブタイトルがついており、「一九五四年合衆国原子力法で定める保証」とあつた。すなわちトルコはアメリカの国内法である原子力法(第一二三条)に規定された保証を約束したことを明瞭にしめていた。この条項のA項としてわざわざ一つ前の第七条を繰返

して述べてゐるのもまさにそのために他ならない。日本の場合にはその内容は全く同一で、ただそのサブタイトルが削除されているだけである。前述したようにこの協力協定がアメリカ原子力法第一二三条にもとづくものである以上、日本に對しても同法による保証を求めるのは明かである。もしこのサブタイトルの省略が日本だけであれば、ここにおいても形式的面子を整えた感なしとしない。

まずアメリカ原子力法第一二三条に規定されている協力協定に必要な事項をあげてみよう。

(1) 協力の条件、期間、性質およびその範囲。

(2) 協力協定で定められた機密保全とその基準とが維持される旨の相手国による保証。

(3) そのような協定により譲渡されるいかなる物資も原子兵器またはその研究、開発その他の軍事目的に對し使用されな

い旨の相手国による保証。

(4) 協力協定によつて定められたる場合を除き、協力協定によつて譲渡されたるいかなる物資、いかなる機密資料も許可されない者あるいは相手国の管轄権外のものに對して譲渡せられない旨の相手国の保証。

となつてゐる。したがつてすぐわかるように、本協定第八条B項は右にあげた第一二三条の保証条項(3)および(4)に全く

一致している。そしてあと一つの保証条項(四)に該当するものは本条A項すなわち第七条の規定なのである。

この保証条項(四)があるために、日本の国内において原子力研究にタッチできる学者とできない学者とを他律的に分類せざるを得ない結果にならなければ幸いなことである。

なお、この条項のはじめにある「保証する」という語は、トルコの場合は *guaranty* であったが日本の場合には *guarantee* となっている。しかしこれらには本質的な差異はないと思われる。

第九條

当局仮訳では *radation* を「放射能」としてあるが、「放射線」とすべきである。

この条のはじめは協定の発効に必要な条件を規定している。トルコの場合のようにただ発効の日付を記入すればよいのに比較して慎重な表現になっている。有効期間については前に述べた通りである。

(四)交換公文

まず甚だ奇妙に思われることは、日本からアメリカに手交した交換公文が仮訳となつてゐることであるが、これにはふれないことにする。

この交換公文はいわゆる第九条問題(註、トルコをはじめ他の国の場合はこ

の交換公文の条項が本文の第九条となつてゐる)として藤岡教授の外務省申入れ等で関心のまゝとなつてゐたものである。つまり将来の約束をしたことを意味するからなのである。

トルコ協定の場合にはその第九条として「この最初の協力のための協定が動力用原子炉の設計、建設および操作にまでおよび一層の協力を考慮するにいたることが両当事者の希望であり期待である。」となつてゐた。日本の場合にはこの内容が交換公文の後半に移され、「日本国政府がもし希望するならば」という字句が挿入された。これによつてわが国の将来に対する何等かの義務的な拘束をさげたとすれば非常に喜ばしいことである。

しかし、最近関西電力に対してアメリカのウェスチングハウス電気会社よりPWR型(加圧水型)発電用原子炉(燃料は濃縮ウランニウム)の売込みがあった。その売込みの口上書の中には、一年半以内に日米間に発電用原子炉に関する協定は必ず締結されると大見得をきつてゐる。発電用原子炉の売買は今回の協力協定の範囲外のことであり、注文後直ちに製作にかかるのであるから、発電用原子炉に関する協定がもし締結されなかつたら折角製品が完成しても契約が実行できないことになる。ウェスチングハウスともあろうものがそんな危い橋を渡るとも思えないし、当然アメリカ原子力委員会の意

向を反映しての話であらう。して見ると、アメリカ側は日本が当然「希望」すると思つてかかつてゐるの感なしとしない。前述したようにアメリカの対外原子力政策から考えると、この交換公文が協定本文と全く同等の効力を持つてゐるよう思われるし、「日本国政府がもし希望するならば」という字句は全く形式的なもののよう思われる。

前に述べたアメリカの原子力工業会議所は毎月会報を発行しているが、その七月号を見ると、原子力協定に関する記事の中に日本のことが述べられてゐる。すなわち、「日本との協定は他国との協定とはちがつていゝゆる第九条の条項が本文中には含まれてゐない。しかしこれと同様な事柄についての少し非公式な了解がアメリカと日本との間の交換公文中に含まれており、この交換公文は協定とちがつて日本の議会の承認を必要としな

い。日本との協定本文中からこの項目を抜いたのは主として日本の国内政治情勢によるものである。」と述べられてゐる。このような記事からすると、「若し希望すれば」という字句が全く形式的なものである感じをどうしてもぬぐいきれない。

この交換公文の前半にも解釈しにくい点がある。「第三条に掲げる同位元素U二三五を濃縮したウランニウムの量は、日本国政府が要請する量をこえないもので

ある。」となつてゐる。一寸見たところでは、「第三条の規定によつてわが国に持ち込まれる濃縮ウランニウムは、日本側の希望量を超えて持つてくることはない」との意味、つまり日本側が例えば四キログラム希望したのに対して五キログラム持つてくることはないとの意味にとれる。しかし、このようなことをわざわざ明記するのはいかにもアメリカの信義を傷つけるような感じがする。

ここで思い起すのは第三条B項であるトルコ協定の場合には前述したようにアメリカ原子力委員会が認めれば六キログラム以上を持ちこむことができるようになってゐる。しかし日本の場合には第三条B項によつて六キログラム以上を持ちこむことは取換えを例外として以外は認められないことが明瞭に規定されてゐる。そこでこの六キログラムをこえる場合の伏線がこの交換公文の前半である

も解釈できないことはない。すなわち、「第三条で規定された六キログラムという量は、日本国政府が要請する量を上廻つてゐるものではない」という旨の日本国政府の了解という意味つまり「日本国政府は六キログラム以上の濃縮ウランニウムが欲しいという旨の日本国政府の了解」の意味にもとれないことはない。この交換公文は、前半と後半とがドリウドで切

れていないでつながつてゐる。前半をこゝう解釈すると後半の発電に関する約束が

生き生きとしてくる。このような解釈が全く見当はずれのものであることが明らかにされるならば、それは非常に喜ばしいことなのであるが……。

〔重要な問題点〕

このような点から考えると、今回の原子力協定の目的は濃縮ウラニウム提供というよりは、それに伴う濃縮ウラニウム使用の原子力炉の売込みなのであり、将来も引きつづいて濃縮ウラニウム使用の発電用原子炉を売込むことなのである。原子力市場として確保することなのである。濃縮ウラニウムの提供はこれらの原子力燃料用という意味しかないのである。したがって相手国が独自に基礎的な研究を行い、自力で原子力研究や原子力工業を育成発展させてゆくことはアメリカにとつて好ましくないということになる。ジュネーブ会議の最初の日にアメリカはウラニウムや重水の値段を発表した。しかしこれは濃縮ウラニウム提供を受入れた国のみに対する値段である。例えば濃縮ウラニウム（二〇%以下）は一グラム二五ドル（九千円）で非常に高い。これで発電を行ったとすると熱効率を二〇%としても燃料費だけで一キロワット時当り五ミル（一四八十銭）となる。これでは石炭による火力発電所とは太刀打ちできない。

ところが重水は一ポンド二十八ドルすなわち一グラム二十二円であり非常に安

い。日本で作れば一グラム当りどんなに進歩しても五十円はかかる。つまりこれは重水の国際的ダンピングを行ったことを意味しているのである。重水の売手は世界にもいくつあるし、今後も後進国において重水工業は発展してゆく可能性がある。そのような状況の中で国際的ダンピングを行うことはそれらの重水工業を破滅させることを意味している。濃縮ウラニウムのようにアメリカが輸出能力という点で独占的地位にあるものは高く重水のようにいくつかの国が輸出能力をもつものはダンピングする。しかもこれらの取引の相手国は原子力協定を結んだ国のみ限定されているのである。

またピキニ事件等に際しても、すばやく灰の成分を分析して発表したからこそ充分な医学的処置を施すことができたのである。もし原子力協定が実施されていたならば成分の発表などは到底許されなかったであろうと思われる。何故なら、灰の分析の結果ウラニウム二三七を検出したことによつて、ピキニの水爆が単なる水爆ではなくて天然ウラニウムをタンパーとして使用したいわゆるウラニウム超爆弾であるという重要な機密事項が暴露されたからである。

以上でもって分析は終る。全般的に見ると、どうも日本にとつて有利なものとは思われない。日本の原子力研究を正し

い方向に発展させるものとは思えないのである。学術会議の三原則にもそむくおそれありの感なしとしない。

前にも述べたように、外務省当局はこの協定の締結に当つては、責任ある学者の組織に諮問することを全然行わなかった。藤岡教授や学術会議の強い要望を全く無視し、原子力研究に関係のある学者の意見を少くとも正式には全く聞かずに行った政府当局の秘密主義、官僚主義の結果は、かくの如く日本の原子力研究の正常な発展を阻害する恐れをもたらしたのである。官界や財界の一部には学術会議の三原則が日本の原子力研究を阻害するものであると公然と非難するものがあった。しかし、この原子力協定を分析して見れば、日本の原子力研究の発展を阻害するものが何者であるかは明瞭である。

実際、わが国側がどんな仮訳をした所で、実施されるものは英語の原文によるのであり、今さら正確な訳を作つて見ても実際に仕事に当る学者にとつては事後承諾にすぎないのであり、その内容についてはすべて後の祭りである。さらに心配されることは既に進行しているかも知れぬ細目協定の内容がどうなるかということである。おくれればせながら、細目協定の内容については、責任ある学者の組織に諮問してほしい。伝えられる所によると外務省は既に第二回の仮訳を作成中

と聞くが、未だに責任ある学者の組織に諮問したという話を聞かないのである。

このような暗いかげの多い原子力協定をめぐる諸問題の中になつた一つ明るい話がある。それは先般の国会において、政府当局者が機密保護の面については特にこの協定の実施に伴つて新たな国内立法を設ける考えはないと言明したことである。もしこれが事実上の問題としてはっきりと守られるならば、こんな嬉ばしい話はないのである。

ジュネーブ会議も終つてどうやら世界の原子力情勢の見通しもついてきた。ところが日本の国内状況は却つて混乱してきた感がある。近々財団法人原子力研究所が発足するし、三百億にのぼる原子力予算が編成中だと聞く。しかるに、日本の原子力研究の基本ラインが確立したという話はまだ聞かないのである。原子力研究はしっかりとした基盤の上に立たないと、かえつて禍いの原因となる。原子力研究所が原子力のある研究所と同義語になる恐れもある。政府当局が政界、財界のみならず学界その他の意見にもよく耳を傾けて一日も早く原子力基本ラインを確立することを希望する次第である。

なお、日本原子力協定は日本文正文が外務省の手ででき上り、一〇月二二日ワシントンで正式に調印の運びとなつたとが伝えられている。

参考 一九五四年米國原子力法抜萃

第二三三條 諸外國との協力

第五四條、第五七條、第六四條、第八二條、第一〇三條、第一〇四條および第一四四條による外國または地域防衛機構との協力は、次の条件を充すまではこれを実施してはならない。

- a、委員会または第一四四條b項により締結される協力協定の場合において、国防省は、協力協定に対する勧告を添えて大統領に申請書を提出すること、かつ、その協定の提案には、次の事項を含むものとする。(1)協力の条件、期間、性質およびその範囲 (2)協力協定において定められた機密保全とその基準とが維持される旨の加盟国による保証 (3)そのような協定により譲渡されるいかなる物質も原子兵器またはその研究、開発その他の軍事目的に対し、使用されない旨の加盟国による保証 (4)協力協定において定められた場合を除き協力協定により譲渡されるいかなる物質もまたはいかなる機密資料も許可されない者あるいは加盟国の管轄権外のものに対し譲渡せられない旨の加盟国による保証
- b、大統領が、提案された協力協定の実施を認可し、また提案された協定の履行が國家の防衛と安全保障を促進し、かつ、これに対して不当な危険を構成しないことを文書によつて決定を行つたこと。
- c、提案された協力協定が、大統領の承認および決定とともに、合同

第二二四條 原子力國際プール

大統領は、原子力の非軍事的応用の分野において國際協力をなそうとする國家群と國際取極めを締結する権限を有し、第五四條、第五七條、第六四條、第八二條、第一〇三條、第一〇四條および第一四四條a項によつてその國家群と協力することができ。ただし、この協力は、第一二三條により締結される協力協定によつて実施されなければならない。

第一四四條 國際協力

- a、大統領は、委員会が外國と協力し、その相手國に対して次の事項に関する機密資料の通報を認可することができ。
 - (1)原料物質の精製、純化およびその後の処理
 - (2)原子炉の開發
 - (3)特殊核物質の生産
 - (4)健康および安全の保障
 - (5)平和目的のための原子力の工業その他への応用
 - (6)前各号に関する研究および開發
- ただし、以上の協力は、いづれも原子兵器の設計、製造に関する機密資料の通報を含んではならない。また、國際協力は、第一二三條により締結される協力協定か、あるいは本法の施行時に既存する協定に従つて行われるものとす。
- b、大統領は、委員会の補佐によつ

て國防省に対して、合衆國が當事者として外國または地域防衛機構と協力する権限を付与し、かつ、当該國または地域防衛機構に対し従つて合衆國とともに、相互防衛および安全保障に實質的、具体的に寄与している期間、次の事項に関する必要な機密資料の通報を認可することができ。

- (1)國防計画の發展
 - (2)原子兵器の使用およびこれに対する防禦
 - (3)假想敵國の原子兵器使用能力の評価
- 上記の機密資料の通報は、原子兵器の寸法、重量、形状のような外面的特徴、性能およびこれの輸送または使用の方法を除き、原子兵器の設計または製造に関する機密資料の通報を含んではならないが、この場合、通報を許される資料は原子力委員会と國防省が合議の上原子兵器の核構成部分についての設計または製造に関する重要情報を表わさないと判定されたものに限る。また、この協力は、第一二三條により締結される協定に基づいて遂行されなければならない。
- 第五四條 特殊核物質の國外配給
委員会は、第一二三條により締結される協力協定の相手國に対し、その協定の条件に従つて特殊核物質を配給し、かつ、これによつて協力する権限を有する。
- 第五七條 禁止事項
a、いかなる者も、次の行為をなす

ことは非合法として取扱れる。
(1)第五三條a項により委員会が認められた場合を除き、合衆國の所有に属するすべて特殊核物質を所有する者は移管すること
(2)第五三條a項により委員会がその権限を認めた場合を除き、すべて特殊核物質を州間通商により移出入し、あるいはこれを合衆國から輸出または合衆國に輸入すること

(3)A)第一二三條により締結される協力協定によるか、あるいは、B)当該活動が合衆國の利益を阻害しない決定の上、委員会が認可した場合を除き、合衆國外で直接または間接にすべての特殊核物質の生産に従事すること
b、委員会は、次の者に対しては、いかなる特殊核物質をも配給してはならない。
(1)第五四條の規定の場合を除き、合衆國の管轄外においてこれを使用するすべての者
(2)委員会は、このような特殊核物質の当該者に対する配給が、國家の防衛と安全保障を害する虞れがある者と委員会が認定した合衆國內のすべての者

第六四條 原料物質の國外配給

委員会は、第一二三條により締結される協力協定の相手國に対し、協定の条件に従つて原料物質を配給し、かつ、これによつて協力する権限を有する。また、委員会は、その活動が合衆國の利益を害しないと決定した場合、合衆國外に原料物質を配給する権限を有する。